

平成 28 年 11 月 10 日

事業者 各位

地域密着型通所介護の利用にあたって

江戸川区福祉部介護保険課指導係

地域密着型通所介護の利用につきまして、江戸川区の被保険者が江戸川区以外の市区町村の地域密着型通所介護の事業所を利用することは原則できません（江戸川区の被保険者が当該市区町村に住民登録があり住所地特例者となっている場合は除きます。）。定員が 19 名未満の通所介護が地域密着型サービスに移行されたことに伴い、平成 28 年 4 月 1 日以降に江戸川区外の事業所を新たに利用するためには、被保険者ごとに江戸川区が当該事業所を江戸川区の地域密着型サービスとして指定する必要がありますが、区外事業所の指定は例外的なものとなりますので、原則、指定は行いません（平成 28 年 3 月 31 日時点で要介護 1 から 5 のいずれかであり、利用契約のあった被保険者については、みなし指定により、引続き利用は可能です。）。

居宅介護支援事業の事業者様におかれましては、江戸川区の被保険者の居宅サービス計画に、指定を受けていない江戸川区外の事業所の地域密着型通所介護サービスは位置づけることはできませんのでご注意ください。

江戸川区外の地域密着型通所介護の事業者様におかれましても、指定を受けずに江戸川区の被保険者が新たに利用を開始することはできませんので、ご注意ください。

やむを得ない理由があり、江戸川区の被保険者が江戸川区外の地域密着型通所介護事業所の利用を必要とする場合は、事前に指定について江戸川区福祉部福祉推進課計画係へお問い合わせください。

また、江戸川区内の地域密着型通所介護の事業者様におかれましては、江戸川区以外の市区町村の被保険者が新たに利用を開始する場合には当該市区町村による指定が必要となりますので（住所地特例者を除く。）、指定について、当該市区町村に事前にお問い合わせください。

地域密着型サービスの新規指定・更新についての問い合わせ先
福祉部福祉推進課計画係 電話 03-5662-1275